



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

厚生労働大臣、財務大臣へ要望 医療機関、訪問看護事業所等への 緊急財政支援を

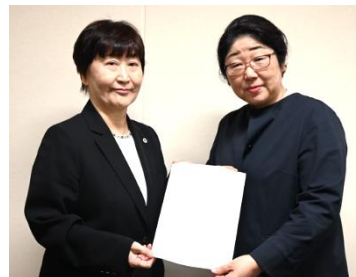
公益社団法人日本看護協会（会長・高橋弘枝、会員75万人）は、10月28日に福岡資麿厚労大臣宛に、11月6日に加藤勝信財務大臣宛に「医療機関、訪問看護事業所等への緊急財政支援に関する要望書」を提出しました。報道関係の皆さまにおかれましては今回の要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますよう、お願い申し上げます。

全産業の平均賃上げ率が過去30年で最大の5%台になる中、全産業と比べて人件費率が高い医療業界では、経営面への影響が非常に大きくなることが懸念されています。令和6年度診療報酬改定でベースアップ評価料が新設されたものの+2.3%分にすぎず、また、訪問看護事業所においても、訪問看護ベースアップ評価料が新設されたものの、賃上げに取り組みたくとも原資が追いつかない状況です。このような状況を踏まえ、良質な医療・看護を継続的に提供するために、以下二点を要望しました。

高橋会長は、福岡厚労大臣宛の要望書を森光敬子医政局長に手渡し「医療機関や訪問看護事業所等では物価上昇や人手不足等、厳しい情勢下にもありながらも、懸命に経営を維持し、質の高いサービス提供体制の確保に取り組んでいる。特に、訪問看護事業所はこれから各地域において重要になってくる。安定的な経営のための支援が必要だ」とし、食費や衛生材料等、様々なコストの上昇を踏まえ「良質な医療・看護を継続的に提供するため医療機関、訪問看護事業所等の支援として、補助金支給等の財政措置を講じて頂きたい」と述べました。また、処遇改善には原資が不可欠であるとした上で「看護師をはじめとする医療従事者の処遇改善のための補助金を支給頂きたい」と訴えました。

森光医政局長は「令和6年度診療報酬改定ではベースアップ評価料を新設したが、物価高もあり、他産業と比べても追いついておらず、人材の流出を憂慮している」と述べ「さらなる経済対策が必要だと考えている」と応じました。

加藤財務大臣宛の要望書は永安俊介主査に手渡しました。永安主査は「訪問看護や在宅領域は今後重要になる。この領域での人材確保は重要」と述べました。



森光医政局長（右）に
要望書を手渡す高橋会長

《要望事項》

1. 良質な医療・看護を継続的に提供するため医療機関、訪問看護事業所等の支援として、補助金支給等の財政措置を講じられたい。
2. 特に、看護師をはじめとする医療従事者の処遇改善のための補助金支給を実現されたい。

令和6年10月28日

厚生労働大臣
福岡 資麿 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 高橋 弘 枝



医療機関、訪問看護事業所等への緊急財政支援に関する要望

医療機関や訪問看護事業所等では物価上昇や人手不足等、厳しい情勢下にあ
りながらも、懸命に経営を維持し、質の高いサービス提供体制の確保に取り組んでいま
す。本年春闘における全産業の平均賃上げ率は過去 30 年で最大の 5% 台となり、
日本経済全体で物価上昇を上回る賃金増加が期待されているところですが、全産業
と比べて人件費率が高い医療業界では、経営面への影響が非常に大きくなります。

特に訪問看護事業所では令和 6 年度診療報酬改定でベースアップ評価料が新設
されたものの、加算で手当てされる額は+2.3%のベースアップ率を想定したもので
す。ましてや、介護報酬改定では処遇改善に係る項目の新設はなく、介護保険の利用者
が多い事業所では、賃上げに取り組むべくとも、原資が全く追いつかない状況です。

さらに、食費や衛生材料等、様々なコストの上昇も医療機関等の経営を圧迫してい
ます。質の高い医療・看護提供体制を引き続き確保し、国民に安心・安全な療養環境
を提供するためには、組織の安定的な経営が大前提です。

つきましては、良質な医療・看護を継続的に提供するためにも、医療機関等の財政
支援につきまして、格別のご高配を賜りますよう強く要望します。

要 望 事 項

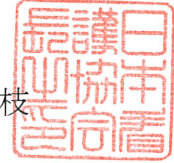
1. 良質な医療・看護を継続的に提供するため医療機関、訪問看護事業所等の
支援として、補助金支給等の財政措置を講じられたい。
2. 特に、看護師をはじめとする医療従事者の処遇改善のための補助金支給を
実現されたい。

令和6年11月6日

財務大臣

加藤 勝信 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 高橋 弘 枝



医療機関、訪問看護事業所等への緊急財政支援に関する要望

医療機関や訪問看護事業所等では物価上昇や人手不足等、厳しい情勢下にあ
りながらも、懸命に経営を維持し、質の高いサービス提供体制の確保に取り組んでいま
す。本年春闘における全産業の平均賃上げ率は過去 30 年で最大の 5% 台となり、
日本経済全体で物価上昇を上回る賃金増加が期待されているところですが、全産業
と比べて人件費率が高い医療業界では、経営面への影響が非常に大きくなります。

特に訪問看護事業所では令和 6 年度診療報酬改定でベースアップ評価料が新設
されたものの、加算で手当てされる額は+2.3%のベースアップ率を想定したもので
す。ましてや、介護報酬改定では処遇改善に係る項目の新設はなく、介護保険の利用者
が多い事業所では、賃上げに取り組みたくとも、原資が全く追いつかない状況です。

さらに、食費や衛生材料等、様々なコストの上昇も医療機関等の経営を圧迫してい
ます。質の高い医療・看護提供体制を引き続き確保し、国民に安心・安全な療養環境
を提供するためには、組織の安定的な経営が大前提です。

つきましては、良質な医療・看護を継続的に提供するためにも、医療機関等の財政
支援につきまして、格別のご高配を賜りますよう強く要望します。

要 望 事 項

1. 良質な医療・看護を継続的に提供するため医療機関、訪問看護事業所等の
支援として、補助金支給等の財政措置を講じられたい。
2. 特に、看護師をはじめとする医療従事者の処遇改善のための補助金支給を
実現されたい。